核医学診断/治療に関する医科診療報酬点数表

第2章 特揭診療料 第4部 画像診断 第2節 核医学診断料 E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (一連の検査につき)

E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (一連の検査につき)

1 ¹⁵O 標識ガス剤を用いた場合(一連の検査につき)

7,625点

2 ¹⁸FDG を用いた場合(一連の検査につき)

8,625点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成30年3月5日 厚生労働省告示第43号) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成 30 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 1 号)

通知 告示

- **注1** ¹⁵O 標識ガス剤の合成及び吸入並びに ¹⁸FDG の 合成及び注入に要する費用は、所定点数に含ま れる。
- 注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険 医療機関において行われる場合に限り算定す る。
- 注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険 医療機関以外の保険医療機関において行われる 場合は、所定点数の 100 分の 80 に相当する点 数により算定する。
- (1) ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 は、X線CT組合せ型ポジトロンCT装置を用い て、診断用の画像としてポジトロン断層撮影画 像、コンピューター断層撮影画像及び両者の融合 画像を取得するものをいい、ポジトロン断層撮影 画像の吸収補正用としてのみコンピューター断 層撮影を行った場合は該当しない。また、撮影の 方向、スライスの数、撮影の部位数及び疾患の種 類等にかかわらず所定点数により算定する。
- (2) 同一月に、区分番号「E200」コンピューター断 層撮影 (CT 撮影) を行った後にポジトロン断層・ コンピューター断層複合撮影を行う場合は、本区 分は算定せず、区分番号「E101-2」ポジトロン 断層撮影により算定する。この場合においては、 区分番号「E101-2」の届出を行っていなくても 差し支えない。
- (3) ¹⁸FDG を用いたポジトロン断層・コンピューター 断層複合撮影については、てんかん若しくは血管 炎の診断又は悪性腫瘍(早期胃癌を除き、悪性リ ンパ腫を含む。)の病期診断若しくは転移・再発 の診断を目的とし、次の表に定める要件を満たす 場合に限り算定する。ただし、表中の「画像診断」

からは、コンピューター断層撮影を除く。次の表に定める要件は満たさないが、区分番号「E101-2」ポジトロン断層撮影に定める要件を満たす場合は、区分番号「E101-2」により算定する。

1. てんかん	難治性部分てんかんで外
	科切除が必要とされる患
	者に使用する。
2. 悪性腫瘍	他の検査、画像診断により
(早期胃癌を除き、悪	病期診断、転移・再発の診
性リンパ腫を含む。)	断が確定できない患者に
	使用する。
3. 血管炎	高安動脈炎等の大型血管
	炎において、他の検査で病
	変の局在又は活動性の判
	断のつかない患者に使用
	する。

- (4) ¹⁸FDG 製剤を医療機関内で製造する場合は、 ¹⁸FDG 製剤の製造に係る衛生管理、品質管理等 については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、高安動脈炎等の大型血管炎の診断に用いる ¹⁸FDG製剤については、当該診断のため に用いるものとして薬事承認を得ている ¹⁸FD G製剤を使用した場合に限り算定する。
- (5) 撮影に当たって造影剤を使用した場合は、区分番号「E200」コンピューター断層撮影(CT撮影)の「注3」の加算を本区分に対する加算として併せて算定する。
- (6) 当該画像診断を実施した同一月内に悪性腫瘍の診断の目的で区分番号「E100」シンチグラム(画像を伴うもの)(ガリウムにより標識された放射性医薬品を用いるものに限る。)又は区分番号「E101-4」ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影を実施した場合には、主たるもののみを算定する。

(7) ¹⁵ O 標識ガス剤を用いた場合に当該画像診断に	
伴って行われる血液ガス分析の費用は所定点数	
に含まれ、別に算定できない。	

(8) ターゲットガス (窒素、酸素、二酸化炭素)等の ¹⁵O 標識ガス剤の合成及び吸入に係る費用並び に ¹⁸FDG の合成及び注入に係る費用は所定点数 に含まれ、別に算定できない。